

第 6 章 景観重要公共施設に関する事項

- 1 . 制度の概要 6-2
 - (1) 景観重要公共施設の整備等に関する事項
 - (2) 景観重要公共施設の指定の考え方

1 . 制度の概要

道路、河川、都市公園などの公共施設は、風景を構成する重要な要素です。そのうち、良好な風景の形成において特に重要なものについては、景観法第8条第2項第4号口に基づく景観重要公共施設として、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行い、効果的に良好な風景を形成するため、整備及び占用許可などに関する事項を定めます。

(1) 景観重要公共施設の整備等に関する事項

世田谷区では、計4か所(道路：3か所、河川：1か所)の景観重要公共施設を指定しています。景観重要公共施設及びその周辺で整備を行う際には、以下に示す基準に基づいた整備となるよう、区と協議が必要です。

1) 道路



成城の富士見橋及び不動橋(成城四丁目1番付近)

富士山への眺めを多くの人々が楽しめる場所であり、橋から富士山を眺められることが分かるような意匠や空間を橋に設けます。



上野毛の富士見橋（上野毛三丁目 3 番付近）

富士山への眺めを多くの人を楽しめる場所であり、橋から富士山を眺められることが分かるような意匠や空間を橋に設けます。



岡本の富士見坂（岡本三丁目 28 番付近）

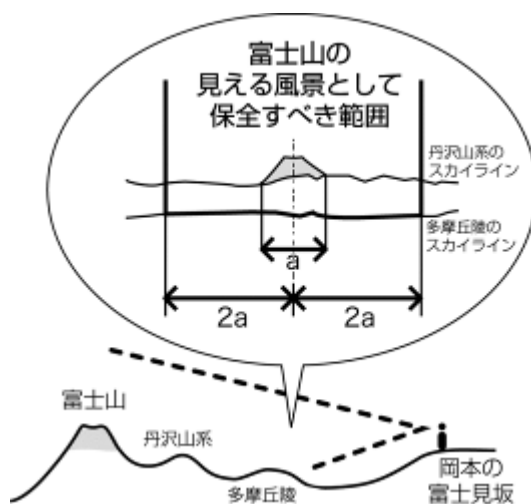
富士山への眺めを多くの人を楽しめる場所であり、道路法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準として次の内容を加えます。

【富士山への眺望の保全の範囲】

坂の上端部中央から階段の上端部の北端までの間からの富士山への眺望において、多摩丘陵の山の端より上のところで、富士山の中心から両方向に富士山の 2 倍の幅の範囲に電線などの道路占用物が入らないこと。



岡本の富士見坂 / 眺望のイメージ



2) 河川

多摩川の河川区域（喜多見、宇奈根、鎌田、玉川、上野毛、野毛、玉堤の一部）

多摩川は、武蔵野台地の南縁にそって瀬と淵を織り成し、密集した市街地の中を抜けて東京湾に注いでいます。その流れは人々に憩いとやすらぎを与え、首都圏を代表する河川として、広く愛されています。

多摩川は、流域の人々の暮らしに大きな役割を果たし、都会の人々にとって自然が残る数少ない休息の場所です。年間多くの人々が訪れ、釣りやスポーツ、散策を楽しむ人のレクリエーションの場として利用され、多摩川を中心としたコミュニケーションづくりが行われています。

また、多摩川は、万葉集に詠まれるなど、人とのかかわりが古くから記されており歴史的にも流域の文化と深くかかわっている河川でもあります。

以上のような多摩川らしい河川風景を継承していくため、多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】に基づき、河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに配慮した整備や生態系に配慮した自然環境の保全・創出などを進め、多摩川らしい河川の風景づくりをしていきます。

多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】・・・平成13年3月策定。河川法第16条の2第1項に基づく。策定にあたっては沿川住民、市民団体及び河川管理者などによる検討を基に作成。景観に関しては、昭和59年に選定された多摩川八景と多摩川50景の景観の保全に努めることを明記しており、世田谷区内には、多摩川八景として「二子玉川兵庫島」、多摩川50景として「等々力渓谷」「二子玉川兵庫島」「二子緑地」がある。



(2) 景観重要公共施設の指定の考え方

風景づくり計画に新たな景観重要公共施設として指定する際には、以下のいずれかに該当するもので、管理者の同意を得たものとします。

< 景観重要公共施設を指定する場所 >

良好な風景の形成において特に重要なものであり、

- ・眺望空間を有する場所
- ・線状に広がり骨格的な風景を形成する場所
- ・風景づくりに寄与し地域のシンボルとなる場所
- ・地域風景資産に登録された場所